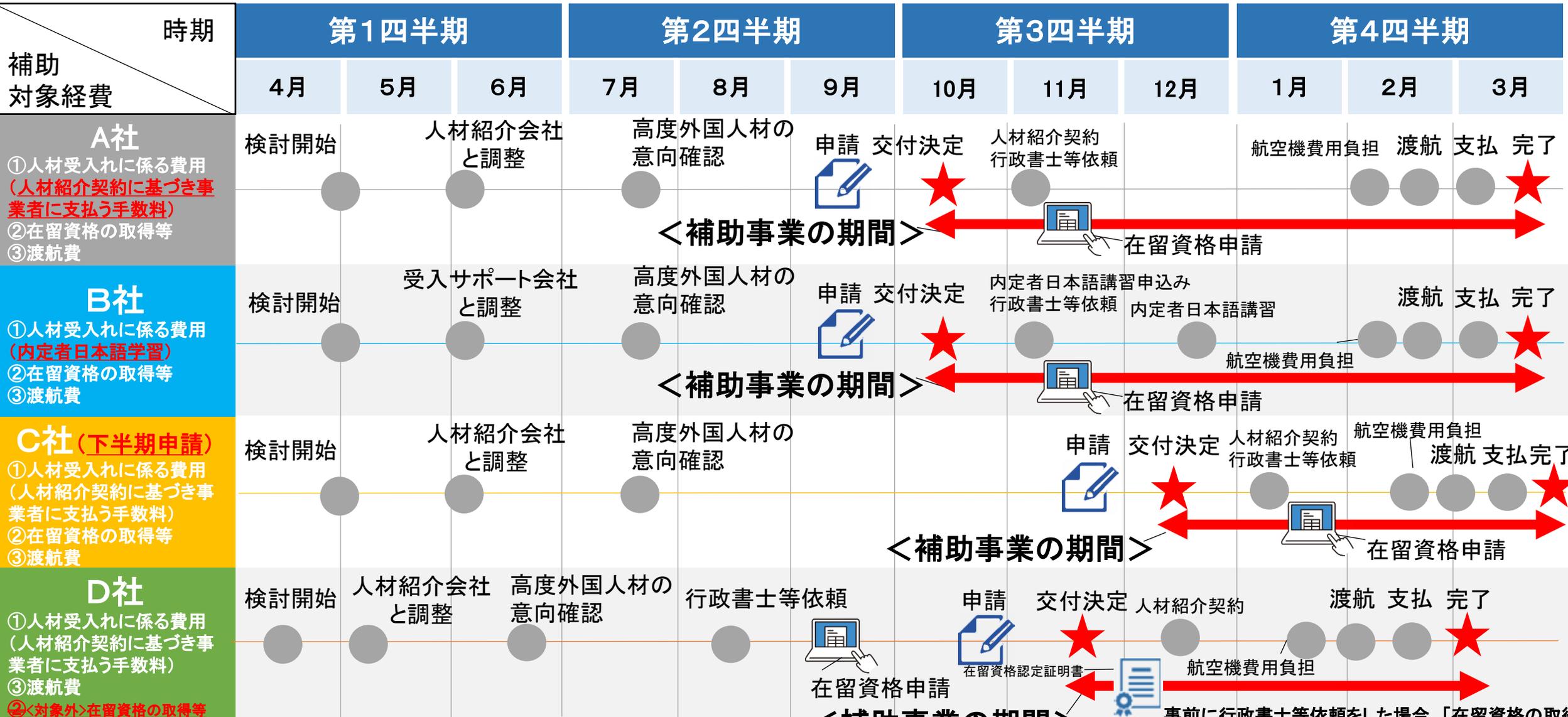




# 【モデルケース】神奈川県高度外国人材受入支援補助金の申請について



※ 補助事業の期間(この期間における契約・申込み～支払い)が、申請の対象です  
 事前に行政書士等依頼をした場合、「在留資格の取得等」が対象外です。また、在留資格の取得日は、申請日以降の必要があります(お早めに申請ください)